令和８年度　赤穂市子どもの居場所づくり事業補助
対象団体募集案内（追加募集分）

１　趣旨

貧困を抱えた世帯やひとり親世帯等の子どもを対象に、食事の提供等を通じた子どもの居場所づくりを行う団体に対し、運営費の一部を補助することにより、子どもが健やかに成長できる環境整備を促進することを目的としています。

※本補助金で使用する各用語は、赤穂市子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱（令和２年赤穂市訓令甲第６３号。以下「補助金交付要綱」という。）において以下のとおり定義されております。

用語	定義内容
子ども	市内に居住する原則１８歳未満の者
子ども食堂	子どもに低料金による食事の提供を行う活動
学習支援	学習習慣の定着や基礎的な学力の向上等の支援を行う活動
つながりの場づくり	フードパントリー等の食材配布を通じた支援を行うとともに、相談支援を実施し子どもや子育て家庭を行政の必要な支援につなげる活動

２　補助対象団体

補助の対象となるものは、次に掲げる要件を全て満たす団体です。

⑴　３人以上の個人で構成されていること。
⑵　組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
⑶　公序良俗に反する活動を行わないこと。
⑷　営利を目的とする団体でないこと。
⑸　特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
⑹　赤穂市暴力団排除条例（平成２４年赤穂市条例第１１号）に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体であること。

３　補助対象事業

補助の対象となる事業は、市内で実施する次に掲げる条件に該当するものです。

⑴　子ども食堂

ア　継続的に原則月１回ないし２回以上実施すること。ただし、災害や年末年始等、真にやむを得ない事由により実施できないと市長が認める場合はこの限り

でありません。

イ　１回当たり１０食以上の食事を提供できる体制をとること。

ウ　子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、実施団体関係者等、特定の者しか参加できない運営を行わないこと。

エ　管轄する保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うこと。

オ　設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び従事者の傷害保険加入を行う等、安全確保に努めること。

カ　子ども食堂の開設及び運営に関し、本市から補助金交付要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

⑵　学習支援

ア　継続的に原則週１回以上、１回当たり１時間以上実施すること。ただし、災害や年末年始等、真にやむを得ない事由により実施できないと市長が認める場合はこの限りでありません。

イ　子どもの参加人数は１回当たり概ね３名以上であること。

ウ　利用料は無料とすること。ただし、教材費等廉価な実費徴収についてはこの限りでありません。

エ　設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び従事者の傷害保険加入を行う等、安全確保に努めること。

オ　学習支援の開設及び運営に関し、本市から補助金交付要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

⑶　つながりの場づくり

ア　継続的に原則週２回以上の食材配布及び原則月２回以上の相談支援を実施すること。ただし、災害や年末年始等、真にやむを得ない事由により実施できないと市長が認める場合は、この限りでありません。

イ　子どもや子育て家庭が幅広く利用できるように広報活動等を行い、実施団体関係者等、特定の者しか利用できない運営を行わないこと。

ウ　食材を安定的に確保し、適切に品質確保及び衛生管理を行うこと。

エ　相談支援では、当事者の状況に応じて、行政の相談窓口及び各種制度の紹介並びに利用に関し助言を行うこと。また、実施状況について、定期的に市に報告すること。

※相談支援を実施した月の翌月１０日を目途に報告をお願いします。

オ　利用料は無料とすること。

カ　設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、従事者の傷害保険加入を行う等、安全確保に努めること。

キ　つながりの場づくりの開設及び運営に関し、本市から補助金交付要綱に基づ

く補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

⑷　事業実施に当たっての留意事項

ア　子どもの保護者から、食物アレルギーの有無や緊急連絡先を事前に確認すること。

イ　事業を行う上で知り得た利用者の個人情報を適切に管理すること。

４　補助内容

⑴　補助金額

補助金の額は、次の表に定めるとおりとします。

事業内容	実施頻度	補助金の上限額		
		通常分	臨時分	合　計
子ども食堂	原則月１回以上	7万５千円	２万５千円	１０万円
	原則月２回以上	１５万円	５万円	２０万円
学習支援	原則週１回以上、１回１時間以上	１５万円	―	１５万円
つながりの場づくり	原則月２回以上の相談支援	５０万円	―	５０万円

※食材費等の物価高騰が継続していることから、子ども食堂実施団体へ補助金を上乗せして、臨時的に支援します。

※補助対象経費から補助対象者が利用者から徴収した額を控除した額を交付します。ただし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

※新規団体等において、年度途中から事業開始する場合の補助金額については、事業開始月を起算月として、上記補助基準額に応じた月割額となります。

⑵　補助対象経費

補助の対象となるのは、本事業の運営に要する次の経費とします。

①事業に係る保険料、②会場の使用料、③消耗品費、④食材費、⑤印刷製本費、⑥光熱水費、⑦教材費、⑧交通費（食材の運搬に係る交通費）、⑨交通費（スタッフの交通費として１回当たり５００円を限度とする。）、⑩報償費、⑪その他市長が必要と認めた経費

※補助対象団体の運営に関する経費、補助対象団体の構成員に対する人件費、謝礼、交通費、宿泊費、補助対象団体の構成員による会合の飲食費その他補助することが適当でないと認める経費は対象外とします。

※⑩の報償費については、つながりの場づくり事業実施における専門的知識を有する相談員の謝金についてのみ対象とします。

⑶　その他

ア　交通費について、食材の運搬に車を使用した場合は、１キロメートル当たり

３７円を補助対象経費として算定してください。その場合、「車を使用した食材の運搬に係る報告書」（別紙４－１）を記入してください。

イ　補助の対象となるのは、令和８年４月から令和９年３月までの活動とします。

5　申請方法

⑴　補助団体の募集期間

令和８年１１月２日（月）から同月２０日（金）まで

⑵　提出書類

ア　補助金等交付申請書（様式第２号（第４条関係））

イ　事業計画書（別紙１）

ウ　収支予算書（別紙２）

エ　団体等概要書（別紙３）

オ　その他市長が必要と認める書類

⑶　提出先

赤穂市役所健康福祉部子育て支援課まで持参してください。

6　審査・選定結果

⑴　審査・選定方法

申請団体から提出された「事業計画書」等により、「赤穂市子どもの居場所づくり事業補助対象団体選考委員会」において、下記選定基準に基づき、書面による審査を行った上で、補助事業者を決定します。

⑵　補助対象件数

原則、各小学校区に１か所とします。

⑶　選定結果

選定結果は、応募事業者に対して書面で通知します。

7　申請後の流れ

①　交付申請（団体→市）　　１１／２（月）～１１／２０（金）

②　補助対象団体選考委員会（市）　補助団体を選定

③　交付決定通知（市→団体）　　１２月～１月頃通知予定

④　補助金概算請求（団体→市）　　交付決定通知と合わせて提出を依頼

⑤　補助金の支払（市→団体）

⑥　実績の報告（団体→市）

※補助金額より対象事業費が少ない場合、返還が発生します。

事業実施に当たり返還が発生する恐れがある場合は、３月上旬までにご連絡いただきますようお願いします。

８　実績の報告

補助金の交付を受けた団体は、令和８年度の事業終了後、速やかに次の書類を市に提出してください。

⑴　補助事業実績報告書（様式第９号（第１０条関係））
⑵　事業実績書（別紙４、別紙４－１、別紙４－２）
⑶　収支決算書（別紙５）
⑷　その他市長が必要と認める書類

９　問合せ先

赤穂市役所健康福祉部　子育て支援課子育て支援係
〒６７８－０２９２　赤穂市加里屋８１番地（赤穂市役所１階）担当：松本
電　話（０７９１）４３－６８０８　FAX（０７９１）４３－７１３８
メール　kosodate@city.ako.lg.jp